（生産行程管理業務規程の公示）

第十八条の三　農林水産大臣は、法第十八条の規定による生産行程管理業務規程の届出がされた場合において、当該生産行程管理業務規程が法第十三条第一項第二号ロに該当しないときには、速やかに当該生産行程管理業務規程を公示するものとする。

（指定事項）

第二十条　法第二十三条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　指定対象特定農林水産物等の名称について法第二十九条第一項第二号ロに該当する場合には、次に掲げる事項

イ　第五条第二項第二号イからヘまでに掲げる事項

ロ　（略）

（指定対象特定農林水産物等に係る学識経験者からの意見聴取）

第二十二条　農林水産大臣は、法第二十七条第一項又は第二項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、第十条第一項の学識経験者の名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

（指定に係る特定農林水産物等に関する読替え）

第二十四条の二　法第三十条の規定により法第三条の規定を読み替えて適用する場合における第三条第一号の規定の適用については、同号中「第六条の登録の日（当該登録に係る法第七条第一項第三号に掲げる事項について法第十六条第一項の変更の登録があった場合にあっては、当該変更の登録」とあるのは「第二十三条第一項の指定の日（当該指定に係る法第二十三条第二項第二号に掲げる事項について法第三十一条第一項の規定による指定の変更があった場合にあっては、当該指定の変更」と、「第六条の登録の日から起算して七年を経過する日以後は、次のイ及びロのいずれにも該当する」とあるのは「第二十三条第一項の指定の日から起算して七年を経過しない場合であって、当該加工品の原料又は材料である農林水産物等の生産が締約国外で行われた」とする。

（新設）

（指定の変更）

第二十五条　法第三十一条第二項の農林水産省令で定める軽微な事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、法第二十三条第二項各号に掲げる事項の実質的な変更を伴わない変更

2・3　（略）

（農林水産大臣に対する申出の手続）

第二十九条　法第三十五条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもってしなければならない。

一～三　（略）

四　次に掲げる者の氏名又は名称及び住所

イ　申出に係る農林水産物等又はその包装等に登録標章又はこれに類似する標章を使用した者

（削る）

ロ　申出に係る農林水産物等又はその包装等に登録標章を付していない者

ハ　申出に係る農林水産物等又はその包装等に登録標章又はこれに類似する標章を付した者

ニ　登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示が付された申出に係る農林水産物等（その包装等にこれらの表示が付されたものを含む。）であってその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列した輸入業者

ホ　登録標章又はこれに類似する標章が付された申出に係る農林水産物等（その包装等にこれらの標章が付されたものを含む。）であってその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列した輸入業者

五　（略）

（指定事項）

第二十条　法第二十三条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　指定対象特定農林水産物等の名称について法第二十九条第一項第二号ロに該当する場合には、次に掲げる事項

イ　第六条第二項第二号イからヘまでに掲げる事項

ロ　（略）

（指定対象特定農林水産物等に係る学識経験者からの意見聴取）

第二十二条　農林水産大臣は、法第二十七条第一項又は第二項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、第十条の学識経験者の名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

（新設）

（指定の変更）

第二十五条　法第三十一条第二項の農林水産省令で定める軽微な事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、法第二十三条第二項第二号から第六号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わない変更

2・3　（略）

（農林水産大臣に対する申出の手続）

第二十九条　法第三十五条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもってしなければならない。

一～三　（略）

四　次に掲げる者の氏名又は名称及び住所

イ　申出に係る農林水産物等又はその包装等に登録標章又はこれに類似する標章を付した者

ロ　申出に係る農林水産物等又はその包装等に登録標章を付していない者

ハ　申出に係る農林水産物等又はその包装等に登録標章又はこれに類似する標章を付した者

ニ　登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示が付された申出に係る農林水産物等（その包装等にこれらの表示が付されたものを含む。）であってその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列した輸入業者

ホ　登録標章又はこれに類似する標章が付された申出に係る農林水産物等（その包装等にこれらの標章が付されたものを含む。）であってその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列した輸入業者

五　（略）